情報公開審査会答申の概要

答申第 959 号 (諮問第 1635 号)

件名:飛騨木曽川国定公園現況調査報告書(平成17年3月)の一部開示決定等 に関する件

1 開示請求

令和元年7月11日

2 原処分

令和元年8月23日(一部開示決定)及び同年11月29日(開示決定及び一部開示決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、別記の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、別表の1欄に掲げる行政文書(以下「本件行政文書」という。)を特定して同表の2欄に掲げる開示決定等をした。

3 審査請求

令和2年2月27日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和2年7月30日

5 答申

令和3年1月25日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し、本件行政文書を特定して別表の 2 欄に掲げる開示決定等をしたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が 適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求の内容について、実施機関が審査請求人に問い合わせたと ころ、いつ誰がどんな調査をしたか分かる資料や、その証拠となる写真、地 元への説明や協議書類についても求めている旨及び B 地区の事業予定地に 関する部分に限る旨を確認したとのことであり、当審査会において開示請求書を確認したところ、開示請求書の欄外には、実施機関の職員によって確認した内容が記載されていることが認められた。

よって、本件開示請求の内容は、別記のとおりであると認められる。

また、実施機関によれば、本件開示請求については、別表の1欄に掲げる 文書1(以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。)から文書7までを特定したとのことである。そして、実施機関は、審査請求書 に記載された審査請求の趣旨及び理由によれば、本件行政文書の不開示情 報該当性については審査請求の対象とはなっていないと解したとのことで ある。

審査請求書、反論書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、 実施機関の主張するとおり本件行政文書の不開示情報該当性については審 査請求の対象ではないと解される。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

- (3) 本件行政文書の特定について
 - ア 本件行政文書が本件開示請求の内容に合致しているかについて
 - (ア) 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、開示請求書に記載されている「平成17年の現況調査」とは、平成16年度から平成18年度にかけて飛騨木曽川国定公園の公園区域及び公園計画を見直していることから、その際に行った現況調査のことを指していると解したとのことである。また、実施機関によれば、請求内容が別記のとおり補正されたことから、審査請求人が求めているのは、「平成17年の現況調査」の報告書そのものだけではなく、当該報告書が取りまとめられるまでの間に、県から地元の犬山市長宛てに公園計画の見直しについての説明や要望事項を聴取した際の記録等の文書も含むものと解したとのことである。よって、「飛騨木曽川国定公園 現況調査報告書(平成17年3月)」のうちB地区に係る部分として文書1を特定し、犬山市長宛ての公園計画の見直しについての説明や要望事項を聴取した際の記録等として文書2から文書7までを特定したとのことである。
 - (イ) 当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、文書 1 には飛騨木曽川国定公園(以下「本件公園」という。)の現況調査のうち、B地区を含む入鹿池地区の調査結果が記載されていることが、文書 2 及び文書 3 には本件公園の公園区域及び公園計画の点検について、犬山市長に対する要望書の提出の依頼及び犬山市役所の職員に対する説明会について記載されていることが、文書 4 及び文書 5 には犬山市から提出された要望書の内容について、犬山市役所の職員に対するヒアリングを実施したこと及びヒアリングの際の意見等が記載されていることが、文書 6 及び文書 7 には本件公園の現況調査の中間報告に対する犬山市からの意見が記載されていることが認められた。
 - (ウ) よって、本件行政文書は、本件開示請求の内容に合致するといえる。 イ 本件行政文書以外の請求対象文書の存否について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、文書 1 は実際の現況調査の確認作業・確認結果を記載したものではないので、実際に現況調査の確認作業・確認結果を記載した文書の開示を求める旨主張している。また、反論書において、愛知県は現況調査の結果を成果物として委託先から受領したのであれば、その調査結果の正確性を担保するため基礎となる調査資料を受領するはずである旨主張している。

したがって、文書 1 以外の現況調査の確認作業及び確認結果を記載 した文書の存否について、以下検討する。

(イ) 当審査会において実施機関に確認したところ、本件公園の現況調査を委託した業者から逐次報告を受け、当該委託業者から地図、写真等の資料を受け取ることはありうるとのことである。しかし、仮に受け取っていたとしても、平成16年度の現況調査に関して平成16年度中に取得した文書であることから、既に廃棄済みであるとのことである。

また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件公園の現況調査を委託した業者から、現況調査報告書が提出されるまでの間に地図、写真等の資料を受け取っていたとしても、現況調査を行った平成16年度当時、委託業者の担当者と県の担当者との連絡等に関する文書については「自然公園雑件」という簿冊で保存し、かつ当該簿冊の保存期間は3年であり、また、委託業者から県に対する相談等に関する文書については「公園相談」という簿冊で保存し、かつ当該簿冊の保存期間は10年であったとのことである。

さらに、当審査会において実施機関の述べた簿冊に係る廃棄文書目録を確認したところ、当該目録には、簿冊名及び保存期間については実施機関の主張するとおり記載されていることが認められた。

- (ウ) これらのことからすれば、実施機関が本件公園の現況調査を委託した業者から文書 1 以外の現況調査の確認作業及び確認結果を記載した文書を取得していたことも考えられるが、当時当該文書の保存期間は 3 年又は 10 年であったことから、本件開示請求がなされた時点において既に廃棄済みであり、文書 1 以外の現況調査の確認作業及び確認結果を記載した文書が存在しないことについて、特段不自然、不合理な点は認められない。
- ウ 以上のことからすれば、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書 を特定したことに誤りはないものと認められる。
- (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和元年 5 月 15 日付愛知県環境局環境政策部自然環境課の別紙回答書の内赤 線部分の平成 17 年の現況調査において確認された資料一式

- ・対象はB地区の計画地に限る。
- ・誰が、いつ、どんな調査をしたのかが分かる資料やその証拠となる写真
- ・地元への説明はどのようにしたのか。

別表

1 行政文書の名称	2 開示決定等
文書 1	令和元年8月23日付け
飛騨木曽川国定公園 現況調査報告書(平成 17 年 3	行政文書一部開示決定
月)のうち、表紙、前書き、目次、調査対象地域図、	
3(4)入鹿池地区(第2種特別地域)及び4(1)代替区域	
線及び代替地種区分線(点検結果)	
文書 2	令和元年11月29日付け
飛騨木曽川国定公園の点検に係る基本方針及び要望	行政文書開示決定
書等の作成について	
文書 6	
飛騨木曽川国定公園の点検について	
文書 7	
飛騨木曽川国定公園の見直しにかかる意見について	
文書 3	令和元年11月29日付け
会議等報告書(飛騨木曽川国定公園の点検に関する説	行政文書一部開示決定
明会について)	
文書 4	
飛騨木曽川国定公園の点検に関するヒアリングの開	
催について	
文書 5	
会議等報告書(飛騨木曽川国定公園の点検に関するヒ	
アリングの結果について)	